

先進医療技術審査部会において承認された新規技術に
対する事前評価結果等について

整理 番号	技術名	適応症等	医薬品・ 医療機器等情報	申請医療機関 ※1	保険給付されない 費用※1※2 （「先進医療に 係る費用」）	保険給付される 費用※2 （「保険外併用療養費 に係る保険者負担」）	保険外併用 療養費分に 係る一部 負担金※2	事前評価		その他 （事務的 対応等）
								担当 構成員 （敬称略）	総評	
160	慢性膵炎等に対する膵全摘術に伴う 自家膵島移植	疼痛コントロール困難な慢性膵 炎および膵動静脈奇形で、膵全 摘術が適応となる場合	—	国立研究開発法人 国立国際医療研究 センター病院	133万円 （研究費で補填される場合 に患者負担は0円）	234万1千円	104万3千円	山口	適	別紙4

※1 医療機関は患者に自己負担額を求めることができる。
※2 典型的な1症例に要する費用として申請医療機関が記載した額。（四捨五入したもの）

- 【備考】
- 先進医療A
- 1 未承認等の医薬品、医療機器若しくは再生医療等製品の使用又は医薬品、医療機器若しくは再生医療等製品の適応外使用を伴わない医療技術（4に掲げるものを除く。）
- 2 以下のような医療技術であって、その実施による人体への影響が極めて小さいもの（4に掲げるものを除く。）
- （1）未承認等の体外診断薬の使用又は体外診断薬の適応外使用を伴う医療技術
- （2）未承認等の検査薬の使用又は検査薬の適応外使用を伴う医療技術
- （3）未承認等の医療機器の使用又は医療機器の適応外使用を伴う医療技術であって、検査を目的とするもの
- 先進医療B
- 3 未承認等の医薬品、医療機器若しくは再生医療等製品の使用又は医薬品、医療機器若しくは再生医療等製品の適応外使用を伴う医療技術（2に掲げるものを除く。）
- 4 医療技術の安全性、有効性等に鑑み、その実施に係り、実施環境、技術の効果等について特に重点的な観察・評価を要するものと判断されるもの